

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会の進め方等について

1 仙台市障害者施策推進協議会の所掌事務

- (1) 本市の障害者計画に関し、その策定にあたって意見を具申すること。
- (2) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視等（モニタリング）すること。
- (3) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

2 現行計画の概要

・ 仙台市障害者保健福祉計画

障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」であり、障害保健福祉施策全般に関わる理念や基本的な方針、主要施策を定めた計画で、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間としている。

・ 仙台市障害福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するもの。障害福祉サービス等の見込量及びその見込量を確保するための方策などを定める計画で、令和3年度から5年度までの3年間を第6期の計画期間としている。

・ 仙台市障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく、「市町村障害児福祉計画」として策定するもの。サービス等の見込量及びその見込量を確保するための方策などを定める計画で、令和3年度から5年度までの3年間を第2期の計画期間としている。

年度	平成30年度 ～令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度 ～11年度
各計画	仙台市障害者保健福祉計画（現行）				次期	中間評価		
		仙台市障害者福祉計画（第6期）			第7期			第8期
		仙台市障害児福祉計画（第2期）			第3期			第4期

3 監視等（モニタリング）について

「仙台市障害者保健福祉計画等に係る監視等実施方針」（参考資料 1）に基づき実施する。

監視等は以下の（1）監視、（2）調査、（3）分析及び評価からなる。

（1）監視（＝量的モニタリング）

令和 4 年度に実施した障害者保健福祉計画、障害福祉計画（第 6 期）、障害児福祉計画（第 2 期）に掲載の各事業の実施状況等の資料調製を行うもの。

（2）調査（＝質的モニタリング）

障害者やその家族、障害者団体、障害福祉サービス事業所等に面談又は懇談会等により、障害者等の生活の状況や障害福祉サービスの利用意向などに関する調査を行う。

（3）分析及び評価

監視（量的モニタリング）、調査（質的モニタリング）のほか仙台市が行う他の調査等に基づき、各事業等の取組状況や障害者の生活実態等を総合的に分析し、計画及び条例に基づく事業の進捗及び達成状況に係る総合的な評価について審議する。

4 令和 5 年度における監視等の進め方（案）

資料 1-2 を活用して監視（＝量的モニタリング）等を進める。資料は、障害者保健福祉計画の施策体系における、中間評価報告書（令和 2 年度策定）で整理した課題に対して、主な事業の進捗等进行分析・評価する基礎資料とするものである。

また、令和 5 年度は、次期計画策定のために令和 4 年度に実施した仙台市障害者等保健福祉基礎調査等に基づき、計画のあり方について取りまとめるため、調査（＝質的モニタリング）は実施しない。

5 次期「仙台市障害者保健福祉計画」、「仙台市障害福祉計画（第 7 期）」及び「仙台市障害児福祉計画（第 3 期）」の策定の進め方について

- ・ 「障害者等保健福祉基礎調査（アンケート調査とヒアリング調査）」等により把握した、市内在住の障害児・者等の日常生活の状況、保健福祉サービスの利用動向及び利用意向、市民の障害児・者に対する理解の状況等を踏まえ策定する。
- ・ 重点的に取り組むべき施策や事業についてテーマを設定して議論する。
- ・ 「障害者自立支援協議会」や「精神保健福祉審議会」、「発達障害者支援地域協議会」の関連機関での議論を踏まえ策定する。
- ・ パブリックコメントを実施し、市民や支援団体等の意見を公募する。